

台湾における現地情報

2021年 12月 14日

株式会社フェアコンサルティング

坂下 幸紘

【台湾での新型コロナウイルス感染状況】

台湾では、先月に引き続き、全土の一日の感染者数がほぼ0の状態が続いており、台湾内での生活においてはほぼ通常通りの生活に戻っています。また、現時点では12月27日までこの第二級措置（第四級が最も厳しく外出制限がかかる）が続く予定ですが、これまで同様それ以降もこの措置は継続される見通しです。

また、海外からの台湾渡航の原則禁止・ビザ発給停止措置は今後も継続され、現時点では再開のめどがたっていません。

【台湾への入境制限】

2021年5月19日から原則としてすべてのビザの発給を停止しており、現状も変更の予定はありません。

【ノービザ滞在の再延長措置について】

12月9日内政部移民署は2020年3月21日以前に台湾に合法的に入境し、滞在期間が180日を超える場合は、30日間の滞在期間延長（18回目）を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

【個人所得税の控除引き上げについて】

台湾財政部は11月24日に個人所得税の所得額計算における控除額を2022年度より引き上げることが発表されました。

主な内容は以下の通りとなります。

- ・免税額：88,000 台湾ドル→92,000 台湾ドル

・感染者・死亡者速報通知(2021年12月13日付)



- ・標準控除額：単身 120,000 台湾ドル→124,000 台湾ドル
配偶者有 240,000 台湾ドル→248,000 台湾ドル
- ・給与所得特別控除額：200,000 台湾ドル→207,000 台湾ドル

上記控除額の引き上げは 2022 年所得の申告（2023 年 5 月申告）から適用となります。